

子ども支援におけるデジタル化推進業務委託仕様書

1 委託業務名

子ども支援におけるデジタル化推進業務（以下「本業務」という。）

2 事業目的

子どもの支援を担う職員を対象に新たにタブレット端末を活用した支援システムを導入することで、当該職員が訪問先等で支援記録等の閲覧及び入力等を可能とする支援環境の整備を行い、業務効率化と支援の充実を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

ただし、契約の履行状況が良好な場合、かつ、本業務の関係予算が尼崎市（以下「本市」という。）議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲において、令和10年3月31日までの間、年度単位で契約の更新を行う可能性がある。

4 履行場所

- (1) 子どもの育ち支援センター（若王寺2-18-6 あまがさき・ひと咲きプラザ内）
 - (2) 北部保健福祉センター（南塚口町2-1-1 塚口さんさんタウン1番館）
 - (3) 南部保健福祉センター（竹谷町2-183 リベル）
 - (4) 子どもの育ち支援センター新館（令和8年度以降）※上記(1)の敷地内で現在建設中
- なお、上記は、本システムの提供に係る主たる利用施設を表すもので、本システムの利用エリアを制限するものではない。

5 業務委託料

提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）は以下のとおりとする。なお、提案の内容にかかわらず、提案上限額を超える提案は一切受け付けない。また、本業務に係る必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても、提案上限額に含むものとする。

区分	提案上限額	備考
令和7年度に係る委託料	18,957,000円	<ul style="list-style-type: none">・ 令和7年7月1日よりタブレット端末43台によるシステム稼働を行うこと。・ 令和8年4月1日より追加するタブレット端末50台のシステム稼働に向けた準備等を行うこと。
令和7年度～令和9年度に係る委託料の総額	76,111,000円	<ul style="list-style-type: none">・ 令和8年4月1日以降は、タブレット端末93台によるシステム稼働とし、システム（ネットワーク環境を含む）及び利用端末等の機器について運用保守を行うこと。

ただし、各年度におけるタブレット端末数とユーザー数は、以下のとおりとする。

年度	タブレット端末数	ユーザー数
令和7年度	43台	43
令和8年度	93台	93
令和9年度	93台	93

6 業務委託内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) タブレット専用アプリケーション等の提供

受託者は、本仕様書及び子ども支援におけるデジタル化推進業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）応募様式3号を満たすシステム（サーバーを含む）及びシステムを運用するネットワーク環境（以下「本システム」という。）を提供すること。

(2) ネットワーク回線の調達等

受託者は、セキュリティを保つため、本システムを利用するために必要な一般のインターネット回線を介しない閉域網にアクセスできる SIM をタブレット端末等の数量と同じ数量調達し、委託期間中滞りなく利用できるようにすること。また、当該ネットワーク回線の運用保守を併せて調達し、円滑に利用できるように必要な設定等を行った上で、安定稼働させるために必要となる運用管理を行うこと（通信に係る費用については、委託料の範囲内とする）。

なお、SIM 及びネットワーク回線の設定の仕様は、以下のとおりとする。

項目	仕様
SIM	<ul style="list-style-type: none">パブリッククラウドと閉域網で通信できる SIM を用意し、キッティングすること。LTE データ通信（ベストエフォート）とすること。
Mobile Device Management (MDM)	<ul style="list-style-type: none">閉域網で利用できる MDM 機能として、紛失時のロック機能、遠隔データ消去、利用中断の機能等についてキッティングと運用管理を行うこと。

(3) 利用端末の調達等

受託者は、次に掲げる利用端末等を調達すること。

ア タブレット端末等

受託者は、本システムを利用するために必要なタブレット端末等を調達し、利用に必要な設定を行った上で、委託期間中滞りなく利用できるようにすること。なお、タブレット端末等は本システムとの互換性、操作性及び利便性を考慮し、以下の仕様同等品以上とすること。

項目	仕様
調達方法	・ リース
機種	・ iPad Air ・ iPad Pro (11 インチ) ・ iPad Pro (12.9 インチ) のいずれか
スペック等	・ ストレージ (容量) : 64GB 以上 ・ モデル : SIM フリーの Wi-Fi+Cellular モデル (Wi-Fi のみのモデルは不可) ・ ソフトウェア : iPad OS17 以降
数量	・ 令和7年度 43 台 ・ 令和8年度 93 台 ・ 令和9年度 93 台
補償	・ 自然故障補償が付いていること (無償)。 ・ ユーザーの故意・過失による水濡れ、全損、破損及び故障が生じた場合、交換又は修理に対応すること (有償)。
付属品 : キーボード	・ Apple 社 Smart Keyboard Folio 又はサードパーティの同等品とすること。 ・ 配列は JIS 配列とすること。
付属品 : タッチペン	・ Apple 社 Apple Pencil 2 又はサードパーティの同等品とすること。
付属品 : 充電アダプタ	・ サードパーティ製含む
付属品 : ケーブル	・ サードパーティ製含む

イ 管理用パソコン端末等

受託者は、本システム内のデータを CSV 出力するために必要な管理用パソコン等を調達し、利用に必要な設定を行った上で、委託期間中滞りなく利用できるようにすること。なお、パソコン端末等は本システムとの互換性、操作性及び利便性を考慮し、以下の仕様同等品以上とすること (ただし、ノート型パソコンに限る)。

項目	仕様
調達方法	・ リース
機種	・ MacBook Air ・ MacBook Pro のいずれか
スペック等	・ M1 チップ以降 ・ ストレージ (容量) : 256GB 以上 ・ メモリ : 8GB 以上
数量	・ 1 台

補償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然故障補償が付いていること（無償）。 ・ ユーザーの故意・過失による水濡れ、全損、破損及び故障が生じた場合、交換又は修理に対応すること（有償）。
付属品：充電アダプタ	<ul style="list-style-type: none"> ・ サードパーティ製含む
付属品：ケーブル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクター投影等に必要の変換コネクタ、データ取り込みに必要なケーブル等 ・ サードパーティ製含む
付属品：マウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ サードパーティ製含む

(4) サービス運用支援

受託者は、サービス運用支援として、次に掲げる事項を実施すること。

ア 操作研修の実施

受託者は、本システムを提供するに当たり、利用者が円滑に利用を開始できるよう、操作研修を実施すること。研修の実施時期は本システムの利用開始前の時期とし、その他詳細については本市と協議の上で決定する。

イ 操作マニュアルの作成及び提供

受託者は、本システム利用者及びシステム管理者向けに、わかりやすい操作マニュアルを作成すること。また、操作マニュアルは操作研修時に使用するとともに、電子データで本市に提供すること。なお、本システムのバージョンアップ等操作内容に変更があった場合には、適宜マニュアルの改訂を行い、改訂後の電子データを本市に提供すること。

ウ サポート体制の確保

受託者は、利用者が本システムを円滑に利用できるよう、対面又はオンラインでサポートできる体制を確保すること。サポート体制の要件は、以下のとおりとする。

項目	要件
現地サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本システムの利用開始から数日程度、端末配置施設を巡回訪問し、本システム利用者に対して活用支援を行うこと。
問い合わせ窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 8 時 45 分～17 時 15 分の間、利用者からの操作や利用に関する問い合わせに対する対応を行うこと。
障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムに起因する重大なセキュリティインシデントや長時間にわたりログイン画面にアクセスできない等の重大な障害について、24 時間 365 日対応できるよう、緊急連絡先を設けること。
タブレット端末の紛失対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からタブレット端末の紛失連絡を受けた場合、直ちに遠隔によりタブレット端末の初期化を行うこと。

利用状況報告	・ 利用者の本システム利用状況について、本市に報告できるようにしておくこと。
--------	--

7 本システム機能要件等

(1) 本システムの機能要件

本システムが備えるべき機能要件は、募集要項応募様式3号のとおりとする。

(2) 本システムの非機能要件

ア サーバー要件

本システムは、SaaS方式を利用すること。

イ プロジェクト管理要件

受託者は、本システムの構築におけるスケジュールを含むサービス提供計画書を作成した上で本市の承認を受けるとともに、プロジェクトの進捗管理を行い、定期的にその状況を本市に報告すること。

ウ カスタマイズ等要件

受託者は、オプション等を考慮したデータベース設定設計、ユーザーのアクセス権の設計、アプリケーションの利用構築設計及び各種カスタマイズを行う際は、本市と設計内容を十分に協議すること。また、本システムに適用する場合、受託者は必ずテストを実施するものとし、当該テスト結果について本市に報告を行うこと。

エ 法令等改正対応要件

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等の改正に伴う既存機能の項目及びルール等の変更については、運用保守の範囲で対応すること。

(3) サービスレベル要件

本システムにおけるサービスレベルの要件は、以下のとおりとする。

要素	要件
本システム提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間365日（計画停止時間及び災害等による被災、インフラ提供会社の大規模通信障害等による停止時間を除く）とすること。なお、本システム停止時間は、次の機能要件の使用不可が検知されてから復旧されるまでの時間とする。 <p>【対象となる要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザー向け機能：リスクアセスメント入力編集、閲覧 ・ ユーザー向け機能：調査記録入力編集、閲覧
稼働率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 99.3%以上が望ましい（計画停止時間及び災害等による被災、インフラ提供会社の大規模通信障害等による停止時間を除く）。 <p>※ 稼働率算出方法は以下のとおり。 本システム提供時間（実績）÷本システム提供時間（予定）×100</p>

オンライン応答時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 秒以内が望ましい。 <p>※ オンライン応答時間は、本システムが要求を受け付けてから応答するまでの時間とし、回線の通信時間や端末の処理時間は含まないものとする。</p>
データ量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者 1 人あたり 200 ケース程度の見込
チューニング	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ量及び利用者の増加に対して、システムパフォーマンスが劣化しないように適宜ソフトウェアのチューニングが行えるよう構築すること。
キャパシティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の条件を担保できる十分なキャパシティを備えること。
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンテナンス等により、一時的にサービス停止を行う際は事前に本市に通知すること。
障害監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間 365 日（計画停止時間及び災害等による被災、インフラ提供会社の大規模通信障害等による停止時間を除く）とし、監視インターバルはおおよそ 3 分間隔とすること。
障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生から概ね 1 時間以内の検知を目標とし、緊急を要する児童相談対応にサービスが利用できない等、重大な障害については、検知後速やかに本市に連絡し、障害発生検知時の目標復旧時間は 12 時間以内とすること。
目標復旧時点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時、サービス停止を伴う障害が発生した際には、障害発生地点（最新の日次バックアップ）までのデータ復旧を目標とすること。
復元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害直前のバックアップデータを復元できること。
サービス提供報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月次で本市に報告を行うこと。

8 セキュリティ要件

(1) 権限要件

項目	要件
利用権限	<ul style="list-style-type: none">・ 管理者や一般利用者といったアカウントの権限グループを設けること。・ ユーザーID 毎にいずれかの権限グループを紐付けできること。・ ユーザーID と権限グループの紐付けを変更できること。・ アカウントを保有していないユーザーが利用できないようにすること。
操作記録・制限	<ul style="list-style-type: none">・ 権限グループ毎に操作可能な画面や機能を制限できること。・ 利用端末やサーバーからのデータの出入力について、機械的に記録を行うこと。

(2) 信頼性要件

項目	要件
バックアップ方式	<ul style="list-style-type: none">・ バックアップについては、バックアップ用のストレージを用意し、全データを日次で取得すること。なお、直近 1 世代分を保管すること。
セキュリティリスクの分析と対策	<ul style="list-style-type: none">・ システムにおける完全性に対する、セキュリティ上の脅威を洗い出し、対応策を提案すること。
ログの取得及び管理	<ul style="list-style-type: none">・ データの参照、登録、更新、削除や、システム管理者によるマスタメンテナンス等、本システム内のデータベースの更新が生じる操作について、操作ログを記録・出力できること。・ 操作ログの内容については、データベースのトランザクションログや、画面操作が行われた際のユーザーID、操作時間、操作した機能を特定できるものであること。

(3) セキュリティ要件

項目	要件
脆弱性対策	<ul style="list-style-type: none">・ 適切な権限設定、不要なサービスの停止、最新のセキュリティパッチの適用等により脆弱性を排除し、セキュリティの維持管理が行えること。
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none">・ 本システム運用時や保守作業時、テスト作業時等のあらゆる場面において、個人情報保護の観点からセキュリティ対策について万全を期すこと。

マルウェア及び不正アクセス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーバーや利用端末において、必要なウイルス対策及び侵入監視対策等のセキュリティ対策を講じること。
ユーザー等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本システム利用時のユーザーID、職員情報（所属等）は、本システムにて管理すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用端末において、パスワード等による端末ロック（スクリーンロック）を行えるようにすること。 ・ 最新のセキュリティパッチの適用、利用端末の OS 更新等は、基本的に受託者が実施すること。ただし、本市での実施を要する場合は、実施手順を記載したマニュアルを作成する等、本システムの利用がスムーズに継続できるよう配慮すること。

9 報告書等の提出及び業務の完了報告

(1) 報告書等の提出について

本業務に係る報告書等の提出及び提出期限は、以下のとおりとする。なお、提出は電子データによるものとする。

報告書等	提出期限
サービス提供計画書	契約締結後 1 ヶ月以内
利用者向け操作マニュアル	本システム利用開始まで ※ 本システム内のオンライン Web マニュアル等も可とする。
管理者向け操作マニュアル	本システム利用開始まで ※ 本システム内のオンライン Web マニュアル等も可とする。
システム導入完了報告書	本システム導入後速やかに
サービス提供報告書（月次）	翌月 10 日まで

(2) 業務の完了報告について

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了届を本市に提出すること。

10 受託者の要件

(1) 本業務を受託する事業者は、次に掲げるアからウのすべてを満たすものとする。

ア 本業務を確実に遂行できる事業者

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得していること。

ウ 次の(ア)～(ケ)いずれにも該当しない事業者

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者
 - (イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者
 - (ロ) 本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者
 - (エ) 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者
 - (オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
 - (カ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体
 - (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - (ク) 破産者で復権を得ない者
 - (ケ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 本市との契約締結後、受託者が(1)ア及びイに該当しなくなった場合又は(1)ウ(ア)～(ケ)のいずれかに該当することが判明した場合は、委託期間中であっても、本市は当該受託者との契約を取り消すことができるものとする。

1.1 その他の条件

受託者が本業務を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 業務責任者等の報告

受託者は、業務責任者を定めるとともに、業務遂行に必要な職員を定め、契約締結後7日以内に指定の様式により本市に報告すること。また、その内容に変更があった場合は、速やかに本市に報告すること。

(2) 個人情報の保護

ア 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令等を遵守するとともに、尼崎市情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。

イ 受託者は、委託契約期間中及び委託契約終了後において、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又は、これを本業務以外に使用してはならない。

(3) 再委託の禁止

受託者が本業務の全部を第三者に委託することは禁止する。本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ本市に対して別途契約書に定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、本市委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得ること。

(4) 人権尊重努力義務

受託者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁政策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

1.2 業務委託料の支払条件

業務委託料の支払条件は、受託者と協議の上で決定する。

1.3 契約保証金

尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第31条に基づき、契約締結の際は、契約保証金として当該契約金額の100分の5以上の納付、又は、履行保証保険契約の締結を行うこと。ただし、尼崎市契約規則第32条に基づき免除できる場合がある。

1.4 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は本市と受託者の双方が協議して決定する。

以 上